

令和6年度マンホール改築に伴う劣化調査および改築・修繕設計業務仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本業務委託（以下「業務」という。）は、委託者において、マンホール改築に伴う劣化調査・改築・修繕設計を実施することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って委託者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）事務分担表 （ホ）完了届

（ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等 なお、承諾された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- （１） 受託者は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- （２） 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）または上下水道部門（下水道））の資格を有すものとし、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な計画協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。
- （３） 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

- (1) 受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に鳴門市の検査員の検査をもって業務の完了とする。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責により、業務の内容に適合しないものである場合、受託者はただちに該当業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般事項

受託者は、調査および計画にあたり、地域社会の動向、土地利用、当該地域に係る下水道計画との関連性、事業の施工、施設の維持管理、総合的效果等について十分な検討を加えるとともに、問題点および疑義が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後、施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、重要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 資料収集

業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在および内容を確認したうえで、収集しなければならない。

2.4 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地域については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.5 劣化調査

劣化調査は、調査結果が設計に正しく反映されるよう適切に行うものとする。調査に先立ち調査計画を策定し、係員の承諾を受けなければならない。

2.6 設計

設計は、委託者の指定する図書に基づいて行う。劣化調査結果が設計に正しく反映されるよう、下水道に関する十分な知見を持って行うものとする。

第3章 設 計

3.1 設計基準等

設計にあたっては、委託者の指定する図書および本仕様書「第6章 準拠すべき図書」に基づき、委託者と協議のうえ、その基準となる事項を定めるものとする。

3.2 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員と協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

3.3 設計の資料等

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

第4章 照 査

4.1 照査の目的

受託者は、調査・設計図書に誤りがなく、さらに業務の高い質を確保するために照査を行わなければならない。

4.2 照査の体制

受託者は、遺漏なき照査を行うため、相当な技術経験を有する照査員を選任しなければならない。

4.3 照査事項

照査員は、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を行わなければならない。

- (1) 劣化調査の内容について
- (2) 改築・修繕設計において、採用工法等の妥当性について
- (3) 成果品内容について

第5章 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。

図書名	形状寸法・提出部数
(イ) 報告書	A4・3部
(ロ) 打合せ議事録	A4・3部
(ハ) その他参考資料	原稿一式

(二) 上記図書の電子成果品

CD-R 又は DVD-R 一式

成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ鳴門市と協議する。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（国土交通省）
- ・下水道事業の手引（全国建設研修センター）
- ・下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
- ・下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- ・下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・その他参考文献